

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

e-mail: shakatsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367
振替 〇〇一〇〇一 九一五八四三二 労金 中央労金本店 No 1154163

購読料 月額 700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

今、改めて従軍慰安婦問題を問う

永田 悦子……………2

議会制民主主義、都議選では……………3

「国鉄分割民営化」、憲法、教育基本法……………5

編集 部……………5

— 憲法を考える基本問題について —

◇資料◇ 平和基本法と国際貢献のあり方(自治労)

自衛のための「最小限の防衛力」容認……………9

◇労組大会前半の特徴(二)◇
安全と民営化めぐって……………11

JR二労組そして郵政二労組……………11

読者からのおたより……………14

旬刊 社会通信

NO. 940

二〇〇五年七月二二日号

二〇〇五年七月二二日発行
(毎月一日・二二日・二二日三回発行)

今、改めて従軍慰安婦問題を問う

① 教科書から消えた加害の歴史 「つくる会」教科書は侵略戦争の美化、植民地支配の肯定、戦前の「国史」そのものである。今回の検定でほとんどの教科書から「従軍慰安婦」の記述が消え、加害の歴史が大きく後退をした。生徒が読んで理解できないだろうということでは本文からはずし、小見出しに記述した教科書も一社あった。

戦後四五年にして、日本軍の性奴隷制度の被害者にさせられた韓国の「慰安婦」が、長い間の沈黙を破って名乗り出た。続いて、フィリピン、台湾、中国、北朝鮮、インドネシアからも名乗り出た。加害国日本の責任を問い、人権の回復を求める声であった。

日本の女性は立ち上がった。国連NGOの力も借りて。カミングアウトした彼女たちの勇気に感動した女性たちが、それぞれの国で日本政府に向けて戦争犯罪を問い、国際社会全体の問題に浮上させたのである。各国の被害者たちが、日本政府に要求したことは、真相究明、公式謝罪、国家補償、責任者の処罰、教科書の記述等である。

日本政府は道義的責任だけはようやく認めたものの、法的責任は否定し続けた。被害者は長引く交渉の中で無念の思いを残して次々と亡くなっていった。そうした中で、この問題を戦争犯罪として裁こうという国際世論が大きくなるとなっていた。

② 公的調査に踏み切って 一九三二年から第二次世界大戦終結までに、日本帝国軍隊は、二〇万を超える女性たちを、強制的にアジア全域にわたり日の丸の旗の下、「慰安所」で性的奴隷にしたのである。このことを長年にわたり、日本政府は完全否定してきたが、元軍人と元慰安婦の聞き取り調査により認めざるを得なくなったと一九九三年八月四日発表した。

第二次世界大戦終結五〇年にして、村山富市首相が、「戦争の傷はいまだに深く…当時の日本軍関与の下に多くの女性たちの名誉と尊厳を深く傷つけた。許しがたい行為である…深く謝罪したい…」と詫びた。

一九九五年七月「女性のためのアジア平和国民基金」として有志で集める案が提案され、一部の有志が募金活動を始めた。結果的に目標に達せず、一部が「慰安婦」の方に謝罪金として配布されたが、国としての謝罪を要求し、受け取りを拒否した方もいた。

③ ゲイ・J・マクドウガル報告 この間世界各地の女性たちの声が、一九九八年ついに国連人権委員会で採択された。委員長マクドウガル報告である。女性の人権の視点に立った国連報告は、日本政府に責任を迫ったものである。

日本を中心にアジアの女性の闘いは盛り上がっていた。日本政府はジュネーブにおいて、採択を阻止するために必死に行動したが、国際社会が支持するこの国連文書は、小委員会で「歓迎」する形で採択されたのである。

④ 沖縄から戦争犯罪根絶の闘いを 二〇〇〇年一二月に松井やよりさんの努力で関係各国の女性たちが集まり「戦争と女性への暴力ネットワーク」が結成され、東京で「日本軍

性奴隸制度を裁く女性国際法廷」が開催された。三日間にわたるモデル戦犯法廷は成功し報告書にまとめられた。その後、戦時性暴力が初めて裁かれるようになり、常設の戦犯法廷となった。この問題に時効はない。

松井さんは「この報告書をよりどころに国連へ発展していくでしよう」と、開会のあいさつをした。私も参加していた。(松井さんはその二年後、癌で亡くなられた。)

教科書の記述からはずされた「慰安婦」問題は、復活を要求していきたい。そして、今なお残る米軍基地における米兵の性暴力を考えると、即時米軍撤退の行動を起こさなければならぬと考える。
(元教師・永田 悦子)

議会制民主主義、都議選では

「二」の国家

科学的社会主義の創始者F・エンゲルスは文明社会における「二つ」の国家の形態と本質を簡明な言葉で描きだす。近代ブルジョア社会以前の社会では、国民に認められる諸権利は財産による等級づけをうけ、これによって、国家は有産階級の、無産階級に対する「防衛のため」の国家であることが、直接に表明された。奴隸制国家、封建地主を支配者とする貴族・王政国家―封建国家―はすべてそうである。

近代的代議制国家はそうではなく、財産上の区別をいっさい排除するかのようである。国会議員は当選時、改選時に資産公開義務が課せられる。何百億もの天文学的な財産をもつ議員と「預貯金ゼロ」議員が混在する。なかには資産を幾倍もこえる負債を掲げ恥じない議員も散見する。

議会制国家は、*「階級」* 支配の姿を具体的な暴力支配から、普通選挙という抽象的な、間接的な支配に変えたのである。エンゲルスは民主共和制―議会制民主主義―を「最高の国家形態」(『家族・私有財産・国家の起源』、岩波文庫版、二二八頁)と指摘する。さらに「この国家形態のもとでのみ、プロレタリアートとブルジョアジーとのあいだの最後の決戦も戦いぬかれうる」(同)と。

欧米諸国では近代的議会制は「王制」への反乱、あるいは植民地支配国家への地域からの抵抗として確立された。仏革命の「自由・平等・博愛」は、第三市民が貴族、僧侶支配転覆のスローガンであり、米独立戦争の「自由と民主主義」は、宗主国英国の支配を打ち破るスローガンだった。欧米諸国では地方の自治が、今でも中央の統治・支配に優先することが少なくない。いわゆる「地方分権」である。

日本は明治維新、それによる三百代名の藩籍奉還(ほうかん)で一挙に中央集権制がつくられた。知事は中央政府が任命し、知事(県)は中央政府の指示・指令を実行する機関となった。日本では地方自治、あるいは地方の自主は大日本帝国崩壊の日、一九四五年八月一五日までいっさい認められることはなかったのである。

欧米と日本の地方と中央の関係を最もよく示すのが、国の祝祭日だ。欧米諸国ではキリスト聖誕祭が国の祝日となる。他にはない。日本はどうか。法で一律に定められるばかりか、祝日の多くは皇室行事にかかわりをもつ。日本は世界に例のない中央集権国家なのだ。

立候補できない

民主共和制—議会制民主主義国家—では選挙が、だれをだれが支配するかを決定する。財産上の差別はいっさいなく、二十歳以上の国民は支配者、支配政党を選ぶ。多数を得た支配者・支配政党は政治の支配者となり、「自ら」の政策を実行する。問題は彼らが実行する政策が「だれのため」の政策かである。

都議選は次の国政を占う選挙といわれる。その都議選が七月三日おこなわれた。都議定数は一二七。立候補者はたったの二二〇人。二二〇人中、与党（自民・公明）候補は五七プラス二三の八〇人。野党ではあるが保守の民主は五〇人。総保守の候補者は一三〇人にすぎぬ。他方、現在の政治にノーと宣し立候補したのは共産四〇、ネット一〇、社民一のわずか五六人。一九九〇年代以降、総保守勢力がつくった「二大保守党」制で、自由で民主主義的なハズの選挙に立候補する「自由」すら失われた。

選挙の争点は①医療・福祉、②増税、③憲法、④だれのため、なんのための「安心・安定・安全」、⑤都政運営等々、数えきれないほどある。だが「争点なき都議選」と大ジャーナリズムは切り捨てる。

日々の労働、生活に疲労困憊（こんぱい）なのが都民。さらに「争点なき選挙」をマスコミは宣伝し、自由なハズの選挙運動は法律でがんじがらめの規制を受ける。しかも、立候補者はせいぜいで数名。選挙の雰囲気は皆無というわけで、投票所に行く気力は起きぬ。さらに、政界再編、保守二党体制進行で政党支持なし層はふえつづけ、どの調査でも五〇%をはるかにこえる。投票率が多少高くなるのは「風」が吹いた時だけ。「風」とは党首がタレント扱いを受けた時。前回都議選では小泉がタモリ、キンちゃんをはるかに越えるタレントとなった。結果は明らかで組織力もつ公明だけが現状維持。他政党は総崩れとなった。

今回は小泉の欠陥が見えた選挙となった。小泉は遊説をいっさいしなかった。前参院選の余勢をかって民主は大量擁立した。他方、人事・都政運営でミソをつけた石原は己のため—彼には次の知事、あるいは国会議員から首相の芽はない—より、バカ息子の延命を願ひ、自民党の使い走りに奔走した。

低い投票率

結果、投票率は四三・九九%、史上二番めの低さ。自民は多少後退、民主は伸ばし、本来の野党である共産、ネットは後退。公明の強さ—二三人全員当選—だけが目立った選挙となった。評論家、マスコミは「二大政党制が地方議会にも」と伝える。その傾向が強まっていることは否定できない。その傾向は強い。しかし、まだ定まってははいない。

自民が四八にとどまったのは公明の支援を受けたから、公明との選挙協力がなければ自民と民主の結果は逆転していたことはまちがいない。公明は権力党の味をしめ、自民の小判鮫となった。宗教政党の公明は鮫になることはできない。自民の顔色をうかがうだけ。どの組織も内部対立は必ず起きる。宗教界にあつてはまさにそう。創価学会、公明党結成以来、内部矛盾が際立たなかつたのはまれなこと。近く、必ずそうした事態に直面する。その時、政界は—。

「国鉄分割民営化」、憲法、教育基本法

— 憲法を考える基本問題について —

“何か”が足りない!

「改憲」政党、機関が改悪案を競い合っています。テレビ、新聞、雑誌メディアが、これらを過大に誇張して伝えます。「護憲」政党、諸勢力は「負けてなるものか、平和の危機」と、「改憲」派の動向を紹介、解説、批判します。これは正しいことです。しかし、「何か」が欠けているように思えてなりません。

その「何か」を考えてみたいのです。「改憲」勢力は、「ふつうの国」、「国のかたち」というように、抽象的かつ文学的に憲法改悪を国家権力との関係で論じます。国家論、権力論を内に秘め、憲法改悪を押し進めます。「護憲」勢力の改悪反対論は平和を、憲法の理念と理想から一般的に主張するにとどまっています。たとえば、「憲法改悪は戦争のできる国づくり」というようにです。

「国家とは何か」を発展、成長する資本の立場から描いてみせたのが、アダム・スミス『国富論』です。アダム・スミスは国家を維持するために必要な機能は①防衛、②司法、③教育、④行政、⑤公共事業とし、それらの実行には税を経費としなければならぬと強調します。

アダム・スミスの時代は封建的大地主Ⅱ貴族支配の社会体制、重商主義から資本の支配への“移行”の時代です。スミスは、『国富論』で資本が自由に活動できる仕組みを問うたのです。それが資本の運動による予定調和「見えざる手」です。現代の新自由主義論は『国富論』の現代版に他なりません。思想は一八世紀後半にまで後退させられたのです。それが現代社会の現実です。

こんなことを考えながら、憲法問題について考えてみたいと記してみました。

憲法問題を考える視点

どんな問題でもそうですが、最近の傾向は反動的な情勢にふりまわされ、基本的なことは“周知”と、すぐさま応用問題に移っていることです。日本資本が「多国籍化」し、時代が「グローバル」、「新自由主義」になったから憲法改悪が叫ばれるようになったのでしょうか。かならずしもそうではなさそうです。それは、日本国憲法と保守政治勢力との関係にあきらかです。こんな視点から、憲法問題について、私たちがしっかりと押さえておかなければならない基本問題から考えてみます。

第一、憲法改悪は自民党を中心とする保守政治勢力の宿願だったことです。

第二、自民党を中心とする保守政治勢力はなぜ「平和憲法」を敵視し、改悪を「党是」としたのかについてです。

第三、憲法と教育基本法はどんな関係にあるのか、保守政治勢力が憲法と教育基本法改悪を一体とすることについてです。

第四、憲法改悪策動は過去にもありました。なぜ失敗したのか、彼らはそこからどんな教訓を得たのかについてです。

第五、新たな改悪策動の始まりは中曽根第二臨調から始まり、労働運動・政界再編を経

て、数年前の小選挙区制度導入、保守二党制への政界再編を契機に今日にいたつています。

第六、憲法をめぐる現在の動向についてです。

第七、保守政治勢力は憲法、教育基本法をどのように変えたいとしているかについてです。

最後に、「護憲勢力」の課題は何かです。

改悪論、三つの論点

自民党を中心とする保守政治勢力は、憲法、教育基本法制定と同時に、「憲法」、「教育基本法改悪は一体」との政策をなぜ「党是」としたのでしようか。

第一は、日本国憲法（平和憲法）には「国家」「国家権力」がない！としていることです。したがって、「国家」とはなにかが考えられなくてはなりません。国家、国家権力最大の発動は自衛権にもとづく軍隊の動員であり、国家、軍隊への忠誠と協力こそ、彼らは国家の「もと」と考えます。

日本国憲法九条は交戦権、戦力、自衛権を否定しています。前文では平和主義が強調されています。日本国憲法が平和憲法と呼ばれる背景です。だから、彼らは日本は「ふつう」の国でない。日本は「戦後憲法体制」を包括的に見直し、「この国のかたち」（軍隊を国家権力の重要な環とする新秩序）をつくらなければならないとします。

第二は、憲法には「日本の歴史・伝統・文化が反映されていない」との主張です。その中心は①愛国心、②天皇制、③「和」の政治になります。

日本の歴史・伝統・文化は明治以降かたちづくられたにすぎません。本誌はしばしばこのことについて述べてきました。最近のあまりにもひどい右傾化、反動化に「民族主義者」といわれた歴史学者たちですら、改悪策動の一環とされる日本の歴史・伝統・文化について本当の姿を語り始めました。

自民党の政治家は「和」という言葉を好みます。「和」の意味するところはなんでしょか。この言葉は聖徳太子がつくったとされる「十七条の憲法」の第一条に出てきます。「和をもって貴しとなす」はだれもが記憶しています。問題はその後です。「忤（さか）ふること無きを旨とせよ」（『日本書紀』第四卷、九六頁）とあります。つまり、「逆らうな」というのです。

五月末、日本経団連は第四回総会を開きました。経団連会長の奥田氏はあいさつで、企業のリーダーに「武士道精神」を求めました。彼らの精神構造はこんな程度にすぎないのです。この他、「四季の美しさ」、「自然を愛でる心」がしばしば論ぜられます。自然の美しさ、自然を愛でる心は日本だけに限りません。世界共通です。

もう一つは、日本国憲法は「人民主権」「権利憲章」にもとづくとの主張です。日本国憲法は、天皇制、ファシズムを根絶するためにつくられました。連合国は、したがって日本の明治以降つくられた歴史・伝統・文化を不戦条約、国連憲章、世界人権宣言に代え、日本の民主化を促したのです。

日本国憲法は「親」、教育基本法は「子」

日本国憲法は①平和主義（非武装）、②基本的人権、③国民主権を柱に構成されていす。交戦権、戦力否定の上に理想、理念としてかかげられた平和主義は世界に例のない憲法です。

憲法が掲げたこの平和主義をどう実現するかを定めているのが教育基本法です。教育基本法は前文で憲法の理念と理想を教育で実現すると高らかに宣言します。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」

ここに憲法と教育基本法の関係が明示されています。憲法があつて教育基本法がある。その逆ではないこと、憲法と教育基本法は親子の関係、まさに一体ということです。したがって、日本国憲法と教育基本法は「一体のもの」として改悪の対象にされるのです。

改憲策動の破綻

つぎに現代史上、二つの改憲策動についてです。

憲法制定からわずか二三年で世界は大きく動き変わりました。東北アジアが第三次世界大戦の主戦場になるかのような「冷戦」時代の始まりです。東京裁判にかけられたA級戦犯の元政治家たちはぞくぞく政界に復帰しました。

第一は、民主党の鳩山一郎（一九五四〜五五）。鳩山兄弟のおじいちゃんです。第二は、岸信介（一九五八〜六〇）。安倍晋三のおじいちゃんです。しかし、彼らの企みは失敗しました。

なぜ失敗したのでしょうか。三つの勢力、要素がありました。一つは、平和憲法を守る政治、労働運動勢力の存在。二つは学者・インテリゲンツィアの精神的権威の存在。三つはマスコミの自負、反権力の姿勢です。

鳩山一郎、岸信介はA級戦犯です。A級戦犯が最高権力者の座に上りつめました。自民党は彼らの思想・系譜を脈々と受け継いでいるのです。一九六〇年以降、彼らは政治から経済へと舵を変えます。それとともに改憲の口実は「押し付け憲法」論から「時代は変わった」論に変わり、上記三つの勢力をとり込むため①生産性向上運動、②社会経済国民会議結成等を経て、かつての大政翼賛会、産業報国づくりの手法をまね「国民」協調政策が遂行されてゆくのです。

新たな改憲策動

新たな改憲策動の展開は、一九八一年につくられた臨時行政調査会、いわゆる中曽根第二臨調です。まず、中曽根元首相の諸言動をみてみます。

1、行革でお座敷をきれいにして「立派な」憲法を安置する。
2、なを「きれい」にするかといえは資本とたたかう労働運動。国労こそ日露戦争にたとえれば「203高地」。

3、国労↓総評↓社会党つぶして今日（改憲）の条件がつくられた。

4、日本は「不沈空母」等々。

彼が第二臨調で何を構想したかはこれら発言に容易にみてとれます。

つぎに、国鉄分割民営化後の政治・社会の動向についてです。多くの人が語っていることです。ポイントだけをあげると、①労働運動・政界の再編成↓②自民党支持基盤の動揺↓③民間政治臨調による小選挙区制度の導入↓④保守二大政党制です。この過程で、さきに述べた「三つの勢力」は解体され、日本国憲法を「たたかい、守りぬいてきた」政治と労働運動の政治勢力は自民党を中心とする保守政治勢力に取り込まれてしまったのです。この結果が衆・参両院における憲法調査会設置、憲法改悪論の高まりです。

この時、中心人物にまつりあげられたのが、一九三〇年代に日本を「ファシズムと戦争」に導いた近衛文麿の孫・細川護熙であったことは歴史の皮肉としかいいようがありません。人間社会は生産力が発達しても社会は変わらない、もと来た道へと舞い戻ってしまうのですね。

さらには効率化優先の社会です。こうした情勢下、改憲政党・勢力が次から次へと改憲案を提示し「改憲」ムードが作りだされています。現在の動向は①改憲のための法律づくり、②財界は政治献金をえさに政党に圧力をかけ、資本が望む政策の遂行を二つの保守党に強制するというのが特徴です。

十七条の憲法、大日本帝国憲法

自民党を中心とする保守勢力は、平和憲法をどのように変えたいとしているのでしょうか。

自民党から民主党まですでに多くの憲法改悪草案が出されています。考え方はさまざまで、まだ一つに固まっておりません。一本の憲法草案をつくり上げるためには時間がかかることは必至です。その間にも、奇をてらったり、本質をごまかそうとする陽動作戦が仕組まれることも予想されます。

現在の憲法改悪策動は保守政治勢力による反動、もつと強い言葉でいえば「反革命」の一環です。ですから、岩波文庫『人権宣言集』にある①人および市民の権利宣言、②社会主義憲法が参照されることは絶対にあります。日本には歴史上、二つの憲法があります。一つはさきに述べた『日本書紀』に記されている「憲法十七条」(六〇四年)であり、もう一つは明治時代につくられた「大日本帝国憲法」(一八八九年)です。

憲法十七条は、六世紀末畿内にあつて倭(わの国)を支配するにいたった大豪族が、己が「倭の大王なるゾ」と天下を統(しろしめ)す宣言です。『日本書紀』はこの大豪族の権威をはじめて国史として編さんしたことに特徴があります。

大日本帝国憲法は、薩摩、長州、土佐の藩閥政権(明治政府)が、国家統一の「玉」として天皇をかつぎ、「万世一系の天皇」でデッチあげを大日本国の主権者としたことに特徴があります。天皇主権は、その後、軍人直隸(一八八二年)、皇室典範(一八八九年)、教育勅語(一八九〇年)↓御真影↓国体論となり、保守の輩が強調する「日本の歴史・伝統・文化」の原型となるのです。強調しなければならぬのは、「日本の歴史・伝統・文化」は、明治以降、大日本帝国崩壊までの産物にすぎないことです。

「万世一系」を誇った天皇制が今ゆれていきます。天皇典範なる法律をつくったがゆえに

です。詳しくは次号資料をご参照下さい。このことが示すのは、日本における「天皇制」とは又エミたいなものだったということです。それは聖徳太子が江戸時代まで「大工の神様」―聖徳太子はたくさんのお寺を建てたといわれつづけたからです―として敬愛され、今までも「太子講」としてその名残があります。

日本国憲法に代わる「新しい」憲法づくりには、この二つの憲法が参考にされるということです。改憲勢力には考え方にいろんな違いがあります。ですから、これから改憲勢力のあいだで、成文化をめぐる激しい内部抗争が展開されずにはおきません。

財界は政治の安定を求めます。その財界が「憲法九条と九六条改悪に力を注げ」と政治勢力の間に割って入ってきました。理由は単純です。憲法改悪問題で世論の分断はなくなつた。しかし、改憲勢力間の矛盾が政治の安定を削ぐことにもなりかねない。だから、「憲法全体をいっぺんに見直すのは難しい」との立場からです。

労働運動再建こそ改憲阻止への道

最後に、護憲勢力の課題についてです。数少なくなつたインテリゲンツィア（知識人）の呼びかけで「九条の会」がつくられ、その集会は数千人の参加者であふれかえつています。発足から一年、九都市での講演会に二万七千四百人が集い、連携・連帯する地域での組織の数は千三百にものぼります。「九条の会」は七月三〇日、有明コロシアム（東京）で一万人規模の集会を準備しています。

今、全国で憲法、教育問題を一体にさまざまな組織がつくられ活動しています。しかし、改憲の流れはときに速く、激しく、ときにゆっくりと、流れの傾向に変わりたいと予想できます。まず、そんな「流れ」にふりまわされることが肝心です。そのうえに、己の力でやれることをやることです。日本最大の労組は自治労です。その自治労はさきの中央委員会（本誌第九三八号参照）で憲法への当面の方針を決定し、八月末の大会で議論します。自治労の動向は改憲を基調とする連合にも大きな影響を与えます。今回は、自治労の方針を資料として掲げます。

◇平和基本法と国際貢献のあり方（自治労）◇ 自衛のための「最小限防衛力」を容認

一、平和基本法とは

(1) 周辺事態法、有事関連法などの制定や、自衛隊のイラク派兵などでも明らかのように、憲法前文と第九条は次々に「解釈改憲」されており、憲法第九条は空洞化している。しかし、憲法の積極的平和主義の理念と規定は、「共通の安全保障」「人間の安全保障」といった「普遍的安全保障」をいち早く明文化した先駆的なものであり、現在においても有効である。したがって、現実的かつ具体的のある政策提起を行い、「現実を憲法理念に近づける」ことが喫緊かつ最大の課題である。

(2) 日本政府は、アメリカの単独行動主義に追従したイラク派兵を行い、今後も一層軍事面における日米共同行動を強めるために、憲法改正と自衛隊の強化を図ろうとしている。自治労はこれまで自衛隊は違憲状態にあると認識してきており、こうした危険な情勢を押しとどめ、自衛隊の縮小と分割・再編の道に踏み出すために、新たに「平和基本法」（仮称）を制定し、憲法の積極的平和主義理念の実現を図るべきである。「平和基本法」（仮称）は、日本の日米二国間路線から国連とアジア重視の外交への政策転換を前提とし、国連に加盟する世界各国の完全軍縮（非軍事）をめざし、日本が先頭に立って、究極的な目標である非戦国家を実現するためのプログラムである。

二、平和基本法の理念と具体的政策

(1) 憲法の積極的平和主義理念を現実化させ、日本の安全維持と国民生活確保の具体化をめざすためにも、まず日本が取り組むべきことは、世界的な平和と軍縮の実現をめざした外交努力である。「平和基本法」(仮称)では、そのためのマニフェストとして、世界の軍縮推進と武力放棄、恒久平和の実現にむけた日本の決意と、そのための行動基準を明文化し、外交を中心とする平和的手段により国際平和と軍縮の実現をめざすことを理念に掲げる。その内容は、日本の外交戦略の転換、非軍事面での国際貢献の強化などの軍縮プログラム、アジアの安全保障体制の構築と日米安保・日米地位協定の抜本的見直しなどとする。

(2) また、憲法の積極的平和主義理念を現実化するプロセスである、「平和基本法」の制定にあたっては、憲法上の厳しい制約の下におかれ、かつ、国際法上明記されている主権国家の「個別的自衛権」を前提とした「最小限防衛力」を定義し、現在の自衛隊の縮小、分割・再編への道筋を明らかにすべきである。したがって、「最小限防衛力」とは、領土・領海・領空をこえて戦闘する能力を待たない国土警備に限定した組織によつて担われるものである。この、「最小限防衛力」は、国民の支持基盤の強化と最終目標である世界の完全軍縮にむけ、たえず、見直されるべきものであることも明記する。さらに、自衛隊が現実存在している事実を踏まえて、自衛隊の組織については早急に、主権侵害行為に対する国土警備を主要任務とする警備的な組織、国際貢献、災害救援・復旧・環境保全などの役割についてそれぞれ別組織とする再編、改組を行うべきである。国民の合意のもとに具体的目標を設定し、段階的縮小を進めることを定める。なお、「集団的自衛権」については、日本が国際紛争の解決手段として、戦争と武力による威嚇や行使を放棄している以上、当然ながら行使できない。

(3) このほか、具体的には、①核・大量破壊兵器の保有・製造・持ち込みの禁止と武器の輸出禁止、②「集団的自衛権」の禁止と宇宙空間の軍事利用の禁止、③国際貢献のあり方と国際貢献のための新たな組織の創設などの規定、④文民統制の堅持と徴兵制の禁止、などを明記する。また、海外における災害救助活動については、災害救助活動を専門とする組織を創設し、国内同様、海外における災害救援、復旧・環境保全などの災害救助活動の任務に従事することが適当である。

三、日本の国際貢献のあり方

(1) 冷戦終焉後、パレスチナ問題やイラク戦争など、紛争の原因は国家間から宗教・民族間へとより複雑化している。武力による政策は最終的解決につながらず、地域における反発と紛争の長期化を生み出している。こうした事態を克服するためには、国家による軍事的安全保障を抜け出し、貧困や経済格差を解消し、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」を目的とした人間の生活の総合的な安全を確保する非軍事・人間中心の「人間の安全保障」がより重要となる。

(2) 地域紛争やテロ、飢餓、難民、人権侵害、環境破壊などの問題がますます深刻化している現状に対し、あくまでも平和的解決を第一とする国連の役割を重視し、各国が協力して国連憲章の理念に基づく国際協調主義的な活動、全世界の人々が平和に生存できるようにするための活動を充実させ、世界的な軍縮を進め、軍事力に頼らない総合的な安全保障体制を確立すべきである。

(3) 憲法前文にある積極的平和主義は、国連憲章の理念および国連による集団安全保障システムの確立と表裏一体のものである。こうしたことから、非軍事に限定した国際貢献活動を行うことを前提に、憲法前文を立脚点として日本も国連を中心とした国際協調をめざし、国連決議に基づく国連主導の国際平和協力活動に参加・協力し、世界の軍縮と安全保障の確立に積極的にイニシアチブを発揮することが必要である。

(4) 参加する活動の内容については、ODAによる支援や医療、災害救助などの人道的な国際救援活動、選挙監視活動、紛争の解決や平和構築、貧困・経済格差を解決するための国際協力活動、治安警察活動など、あくまでもPKO参加五原則を満たした非軍事的分野での参加に限定される。

(5) 参加主体の問題については、自衛隊を海外における国際貢献活動に参加させることは、憲法の積極的平和主義を実現する立場からは認められない。そのため、海外での活動については、国際社会における紛争解決と平和構築を目的とした非軍事の別組織を創設し、紛争国や国連の要請内容、派遣国の状況を考慮したうえで派遣することが適当と考える。

安全と民営化めぐって

J R 二労働組そして郵政二労働組

太陽と月

労働組合文書(方針)に横文字、カタカナ語が氾濫しています。あなたCSR、ホワイトカラー・イグゼンプション、ディセント・ワーク、セーフティー・ネット、なんだかおわかりですか。

ある職場の学習会で問うてみました。五十人から百人くらい若い仲間がいらつしゃいました。しかし、みなさん首をかしげるばかりなんです。 「上」と「下」の意識の乖離をあらためて感ぜさせられました。組合の存在感が「下」に伝わっていないんです。現在の労働組合の状況について、自動車総連会長さんがじつに面白いことを語っています。

一、生産性向上が日本労働運動の柱となった。しかし、完全雇用は実現されず雇用不安は大きくなるばかり。公正配分も言葉ばかりで賃金体系は資本の思うまま。労資協議は形骸化の一方で企業不祥事が続発している。

二、民主的労働運動主導による「福祉型」資本主義社会の追求という、経営側も共感する目的があった。だからこそ、労働が企業の枠外から運動を仕掛けても、暗黙のうちにわれわれを支持・尊重してくれる経営者も多かった。

三、しかし、冷戦の終了を区切りに資本主義を否定する勢力も思想も後退した。ために、民主的労働組があるだけで社会や企業が安定するとの認識も薄らいだ。

四、労働組といえは、「企業の存続」がかかる事態に直面すると、「貧すれば鈍す」で社会との絆や労働者全体との連帯を脇においてしまいがちになる。

五、労働組は今こそ勤労国民の共感を呼べる新しいイデオロギーを軸とした運動を創造する必要がある。社会はすでに企業に対してはCSRという形でそれを求めはじめている。

この自動車総連会長の発言がおもしろいというのは、一兆七〇〇億円の純益をあげても、労働者にいっさい賃上げを認めようとしないうた資本とそれを了とするトヨタ労働組合に示される労資関係とはいったいなんなのかとの素朴な疑問を呈するにとどまらず、彼らが会社とグルになって推し進めてきた民主的労働運動とは、総評というたかう組合があつてこそ「大事」にされたにすぎないことをこれもまた素直に語っていることです。一言でいえば「労働組は会社にナメられてしまった。これを克服するのがCSRだ」とのたまわれるのです。CSRとは「企業の社会的責任」の略語であるようです。最近ではステーク・ホルダーなる言葉も頻繁に登場します。企業の利害関係者を意味する言葉のようです。

「安全」問題と労・資

現在の企業は多くが株式会社です。最近では〇〇企業に勤める労働者という言葉を使うことはまれで、〇〇企業の社員との言葉が使われます。ちょっと待ってください。株式会社にあつては、株式をもつ者が正確には社員なんです。株式会社は株主、つまり社員

なんですすよね。株式会社は株主、つまり社員に最大限の儲け―配当、あるいは株価上昇等―を保障するのが「企業の責任」なんです。これは資本にとってイロハの問題です。こんなところから労働組合とはなにかが考えられなければならないということなのです。

「安全」についてからこのことを考えてみます。安全問題は「労資を超越した問題、だから労資関係とは別次元」、あるいは「安全こそCSRの原点」との意見があります。しかし、これは間違いです。安全こそ労資関係の根本問題なんですよね。なぜって、さつきもふれましたが資本は利潤拡大を至上目的とします。安全施策は儲けを生み出しますか。金食い虫で、儲けを生みません。したがって、資本は外からの圧力がないと決して安全に金をかけることはありません。日々の競争はそれにさらに拍車をかけ、利潤を低める諸施策・投資を排除することになります。したがって、資本にとっていちばん安上がりの安全対策が、現場労働者への「恐怖管理」なのです。

こんなことは、現場の労働集団―個々の労働者、労働組合―にとって日々膚身(はだみ)で感じつづけていることでしょう。でも会社は、けっして安全に十分な金をかけることはしません。つねに事故が起き、死傷してからです。この数年、企業の不祥事、大・小さまざまな事故が続発しています。資本―企業―経営者の手をしばる力が弱くなってしまったからです。

「会社倒産運動」とJR総連批判

労働組合大会は六月六日から開かれたJR総連大会を皮切りに、本格的な大会シーズンに入ります。七月七日現在、全郵政、JR連合、サービス・流通連合、JPU(旧全通)、電機連合などがすでに大会をおこなっています。

大会の主要テーマについては本誌第九三九号に明らかにしています。これからは主要大会の論議の特徴点にしぼり、大会の傾向をみていきたい。まずJR西事故という大惨事で「企業の存続」の危機に立たされたJR傘下労働組合の大会についてです。

国鉄分割民営化が「効率優先」の社会風潮をつくったことは間違いありません。儲けることを法律で禁止された国鉄は、儲けることを目的にJR七社に分割されました。JR六社の旅客鉄道会社は本州三社はむろん三島三社も、旧来の私鉄を圧倒する資本力と政治力をもっています。日本の鉄道がJR七社の傘下に遠からず入り、猛烈な競争は事故故にながりがかねないことは当初から予想、指摘されたことでもありましたよね。大惨事が現実起きてしまいました。

JR傘下の二つの労働組合JR総連(極左革マル系が強い影響力をもつといわれ、中核組合はJR東、北海道、貨物の三会社)、JR連合(会社職制によってつくられた組合で、JR九州、四国、西、東海に圧倒的勢力)ではどんな論議がおこなわれたのでしょうか。

JR総連は運動方針の基調に①営利優先・運行第一主義の経営姿勢を糾し、国鉄改革の精神にもとづき、安全な鉄道を創造する、②ILO勧告を活かし、総団結で弾圧をはねのけ、七名の完全無罪をかちとる、③新自由主義グローバリズムに反対し、働く者の連帯で雇用・生活・労働条件を向上させる、④敗戦六〇年、今こそ憲法九条を守り拡め、世界平和と子どもたちの未来のために闘うを掲げています。

JR総連とはどういう組合かを考える際にもっとも重要な点は、基調①に「国鉄改革の

精神にもとづき」とあることです。この組合は国鉄分割民営化を推進したのです。ですから、積極的に見える③と④とは一貫しておりません。

焦点の安全について、委員長は①企業体質を改めなかった経営者に責任、②運行第一、営利優先の経営姿勢を容認してきたJR西労組・JR連合の責任も同じ、③保安装置や操作技術の問題に切り縮めることなく、経営姿勢・企業体質の面からも掘り下げることなしに、根本的な反省も安全の再確立もできないと強い口調で述べています。

JR連合は運動方針に①JRの信頼を取り戻すための「安全輸送の確立」、②「民主化闘争」の完遂とJR労働者の総結集、③JR二〇年に向けた政策課題の実現、④JR労働者の雇用・労働条件の充実などを掲げています。

JR連合会長は、あいさつで①如何なる批判も受けざるをえない、②事故は労資双方の責任、③「安全最優先」の企業風土づくりを強調するとともに、JR総連・西労を、「安全な労使の真摯な協議により築き上げるもの、事故の責任は労使双方で負うべきもの。そのやり方は安全に名を借りた会社倒産運動」と批判しました。

JR連合の最大課題は「民主化闘争」というJR総連からJR東、北海道から主導権を奪う組織拡大策で、「民主化ミーティング」を開催し、すべての職場で民主化勢力をはかる構えです。さらに「JR二〇年の検証」を口実とする三島への経営支援策継続を求めるとしていることです。

両組合は国鉄分割民営化に賛成する組合として、国労に対抗して会社と一体となつてつぐられました。したがって、国鉄分割民営化が安全におよぼしたであろう影響、さらには効率一辺倒の国家政策についてはいっさいふれておりません。

連合会長が行政訴訟

これにたいし今、「民営化」で揺れているのが郵政公社内の二つの組合、JPU（旧全通）と全郵政です。二つの組合は「民営化反対」で昨年、政策協議会をつくり共同行動を強めています。したがって主張はなんら変わるところはありません。それは①郵政公社下で労資は経営改革に努力、②郵政民営化法案は違法・違憲、③社会的セーフティーネット、三事業一体の郵政めざすというもので、労組政策協議会、全国特定郵便局長、郵政ファンの会と「いま闘わずいつ闘う、いま声を上げなくていつあげる、いま部内の力を合わせなくていつ合わせるのか」を廃案・否決に全力を集中するというものです。

郵政民営化問題ではこれまでにない動きが労働組合内部にみられます。それは五月二七日、「郵便局ファンの会」会員四人が小泉内閣の行為は違法・違憲として東京地裁に行政訴訟をおこしたことです。さらに六月二十九日には連合会長と公社職員二名の三名が同じく東京地裁に「郵政民営化関連法案の国会提出について、違憲・違法であることの確認を求める」訴訟をおこしました。

違憲・違法の根拠としているのは、一九九八年に成立した中央省庁等改革基本法三三條一項六号です。ここに「郵政民営化は行われぬ」とある。しかし、小泉内閣は民営化法案を提出した。このことは①中央省庁等改革基本法に違反するばかりか、②誠実に法律を執行することを求める日本国憲法七三條にも違反する。したがって、「違憲・違法」との主張です。

連合会長が裁判の原告になるのははじめてのことです。裁判のもう一つの目的として、郵政民営化は①雇用・労働条件を脅かすばかりか、②最低限の公共サービスとして国民に提供すべき郵政・金融サービスが失われることを上げています。しかし、連合のホンネは「郵政公社下で公社と労組が一致協力して合理化に協力し、事業は黒字になっている。そうであるのに、なんで労働組合に敵対するのか、ケシカラン」ということにあります。

(つづく)

◇ 読者からのおたより ◇

闘いなくして解決なし 国労本部はまだ社民党、そして民主党や連合にまでお願いし解決しようとしていますが、我々の立ち向かうべき相手は政府でありJRのほうです。闘いなくして解決なし。

(神奈川・T)

編集部より 国労大会(八月二七・二八日)方針に目を通しました。「脳死」状態に悲しいかぎりです。国労をどう再建するかは皆さんの手にかかっているらっしゃる。

現代情勢 第九三六号『現代情勢の特徴について(二)』を五月一八日からの愛媛県新社会党学校二日目に、松枝副委員長の講演後の質疑討論で、小生が読み上げてダメ押ししました。(二)が待ち遠しい。

(愛媛・M)

編集部より 嬉しいお便りに、感謝、感激。(二)は『国連改革問題』を中心に第九三八号に掲載しました。ご感想はいかがでしょう。(三)は『グローバリズム・新自由主義と民族問題』をとり上げたいと考えています。ご健康を心から祈ります。

七・一五集会 国鉄闘争勝利をめざす「七・一五全国集会」を大成功させ、九・一五「勝利判決」を勝ち取り、国鉄闘争勝利の決意を道北から全国に!

(旭川・K)

編集部より 四十七人が大挙おしよせた「北海道国労闘争激励交流の旅」ではたいへんお世話になりました。約三百人が集まった旭川集会は、参加者一同に強い印象を与えました。「北海道のようにならばなくちゃ」と。報告文が届きつつあります。楽しみ。

七十名で参加 ご無沙汰いたしておりますが、相変わらずご多忙のことと存じます。公団訴訟の闘いも山場のようですが、七・一五集会、米沢・置賜中心に七〇人位で参加します。(山形・C)

編集部より 七〇名ですって! すごいですね。七月一日、日比谷野音でお会いしましょう。

話でござい残念 旭川での集会、大変ご苦労様です。話がでござい残念でした。新社会党北海道本部の定期大会が当地で開催されます。その準備で少々忙しいです。大変な時期ですが健康に注意され、全国を駆けまわってください。(北海道占冠・I)

編集部より 旭川会場でお姿みて「やア」と手を上げただけ。「話しかかった」、思いは同じです。次回は「完全手弁当」でうかがいたい。日程調整していただけますか。

原点に帰って 毎日暑い日が続いていますがお体の方は大丈夫ですか? あと二ヶ月で判決を迎えますが、出来ること全てをやりきらなければ:闘争団の仲間皆で原点に戻って頑張りましょう!

(北海道・S)

編集部より 北海道への「旅」では本当にお世話になりました。貴方のご支援なければとてもできなかつた。二〇年も闘い続けてきたんだもの、何が何でも勝たなければ。さらなる御奮闘を! 郵政民営化反対に全力 郵政民営化反対に全力で取り組んでいます。国会前座り込み、七月四・五日、七日には集会・デモの予定。七・一五全国集会の前に一三日に神奈川では家族を励ます会の集いもあります。こちらも各組合を廻り要請行動中です。九月一五日には納得のいく判決を願って訴えています。(神奈川・Y)

編集部より 郵政民営化と「国鉄分割民営化」。時代は二十年以上離れていますが、根っ子はいつしよです。二つを結合させ、たたかわれているYさんたちの努力に敬意。
カンパです 毎度お世話になります。六ヶ月分です。残額はカンパ処理ください。(東京・H、神奈川・S、東京・S)

編集部より カンパありがとうございます。これからもよろしく。

「動員」 「七・一五」の動員については、P.R中。会場で貴兄とお会いできるかも。物販、カン

(茨城・H)

編集部より もちろんお会いできますとも。